

(1) ボランティア活動

- **内容** ボランティア活動の推進のため、ボランティア活動に関する相談の受付や情報の提供、講座の開催、活動の支援等を行っています。
- **問い合わせ** 港区社会福祉協議会 ボランティア・地域活動支援係
電話 (6 2 3 0) 0 2 8 4 FAX (6 2 3 0) 0 2 8 5

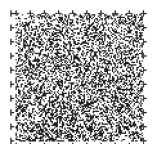
(2) 手話通訳者の派遣

身

→98ページ参照

(3) 車いすの貸出し

- **内容** 一時的に車いすが必要になった人に貸し出し、日常生活を支援します。
- **対象** 使用者または借受者が港区在住で、使用者は在宅で生活し、高齢や障害、病気、ケガ等により一時的に歩行困難な人
 - ※要介護認定で「要介護2～5」と認定されている人、または認定される見込みのある人は、介護保険の福祉用具貸与(レンタル)をご利用ください。なお、介護保険を申請し、福祉用具貸与の車いすが届くまでの間などは、利用することもできます。
- **貸出期間**
 - ・短期貸出 7日以内
 - ・一般貸出 3か月以内、延長貸出 3か月以内
 - ※貸出期間は最長で6か月
- **維持管理協力費**
 - ・短期貸出 無料
 - ・一般貸出 1,000円、延長貸出 500円
 - ※短期貸出の期間を超えた場合は、一般貸出へと自動的に変更され維持管理協力費を負担していただきます。
 - ※使用者または借受者が港区社会福祉協議会会員、使用者の世帯が住民税非課税世帯、生活保護受給世帯の人については、維持管理協力費が免除となります。申請の際には、対象となる証明書(原本とその写し)をご持参ください。
 - ※使用者が介護保険証や身体障害者手帳の交付を受けていても、維持管理協力費の免除にはなりません。
- **貸出場所**
 - ・港区社会福祉協議会
 - ・車いすステーション
 - ※車いすステーションの所在地や連絡先等については、お問い合わせください。
- **申請に必要なもの**
 - ・健康保険証や運転免許証等、使用者および借受者の住所が証明できるもの(原本とその写し)
 - ・借受者の印鑑
 - ・使用者が交付を受けている場合は介護保険証や身体障害者手帳(原本とその写し)



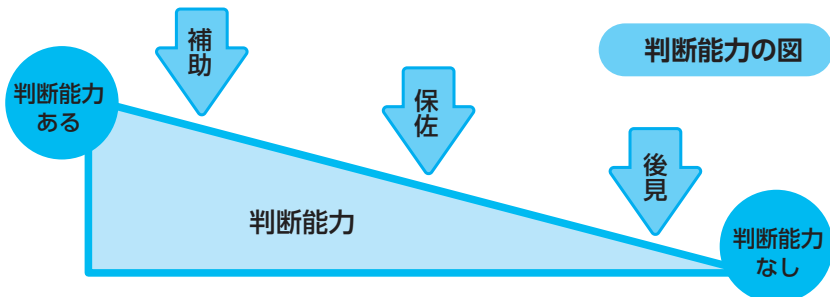
せいねんこうけんせいど
(4) 成年後見制度

知 精

判断能力が不十分な人を保護・支援するため、「自己決定の尊重」と「本人保護」との調和を理念とする制度で、「法定後見」と「任意後見」の2つから成り立っています。

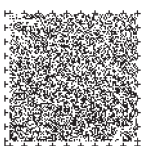
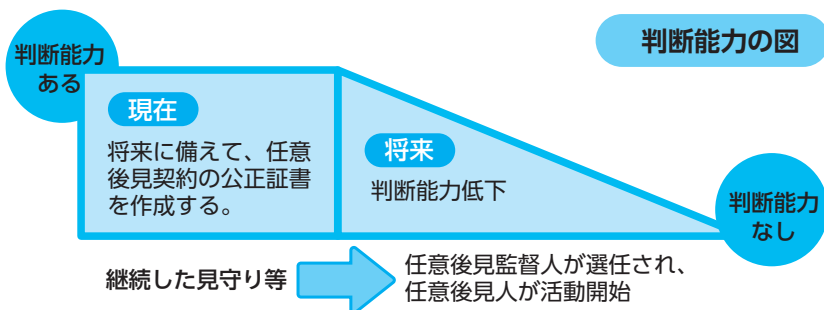
「法定後見」とは、すでに、判断能力が不十分な人を、家庭裁判所が選んだ後見人等が支援する制度です。具体的には、財産管理や介護サー

ビスの利用契約、施設・病院の入退所契約等を、本人の福祉や生活に配慮しながら本人と一緒に、家庭裁判所に選任された補助人・保佐人・後見人が行います。また、悪質商法等による被害を防ぐため、後見人等には、取消権が与えられ、本人が行った不利益な契約を取り消すこともできます。本人の判断能力によって、補助・保佐・後見の3種類に分けられており、類型によって、後見人等に与えられる法的権限の範囲等が異なります。



「任意後見」とは、将来、判断能力が衰えたときに備えて任意後見人を決め、支援してほしいことを書面(公正証書)であらかじめ約束しておく制度

です。判断能力があるときに、公証役場で公正証書を作成して、任意後見人となる人(任意後見受任者)と任意後見契約を締結しておきます。判断能力が低下した時点で、家庭裁判所に申立てを行い、任意後見監督人が選任され、あらかじめ決めておいた任意後見人が、本人のために活動を開始します。任意後見受任者が家族等でない場合、任意後見契約とは別に、見守り契約などを結び、任意後見の開始の時期を失することがないように配慮しましょう。

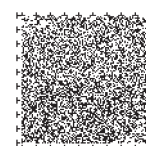


●法定後見の手続きの流れ

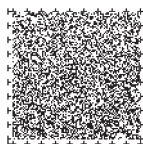
申立て準備	<ul style="list-style-type: none"> 本人の判断能力・日常生活・経済状態をできる範囲で把握します。 申立人や後見人等の候補者を検討します。 成年後見制度専用の診断書の作成を医師に依頼します（精神科医である必要はありません。まずはかかりつけ医にご相談ください）。
2. 申立て	<ul style="list-style-type: none"> 申立人が本人の住所地の家庭裁判所に「補助」「保佐」「後見」の開始申立てをします。 申立てできる人がいない場合は、区長が申立てをします。 <p>※申立てに要する標準的な費用は2～12万円程度です。</p>
3. 調査・鑑定・照会	<ul style="list-style-type: none"> 【調査】家庭裁判所の調査官が申立人や本人、後見人等候補者と面談します。 【鑑定】必要に応じて、医師が本人の判断能力を鑑定します。 【照会】家庭裁判所が親族に対し、意向を確認することがあります。
4. 審判	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所が検討し、審判結果（審判書）が申立人と本人、後見人等に通知されます。 <p>※通知があってから2週間の即時抗告期間を経て審判が確定し、正式に成年後見人等の就任が決まります。</p>
5. 開始	<ul style="list-style-type: none"> 法務局に登録されたのち、後見人等が定められた権限の範囲において、本人を援助します。 後見人等の職務は、家庭裁判所や成年後見監督人等が監督します。

●成年後見利用支援センター「サポートみなと」の事業

事業	内容	対象・利用者負担等
弁護士による福祉専門相談	弁護士による専門的な個別の相談対応を行います。	利 無料 期 月2回 時 午後1時30分～4時30分（予約受付順） ※一般相談は、随時実施しています。
後見人等候補者の推薦	後見人等候補者の推薦について依頼を受けた際、事前に登録している候補者を速やかに推薦します。	対 成年後見制度の申立てを検討している人



事業	内容	対象・利用者負担等
申立て経費の助成	法定後見制度の申立に必要となる経費を負担することが困難な人を対象に、申立経費を助成します。	☑ 成年後見制度を利用する本人が区内在住で、申立人及び本人が住民税非課税又は生活保護受給者、かつ、申立て費用を負担することが困難と認められる場合（任意後見は除きます）
成年後見人等の連絡会	地域で活動している成年後見人等の交流と情報交換を行います。	☑ 親族後見人や専門家後見人
後見報酬の助成	法定後見制度の利用にあたり、成年後見人等の報酬に係る経費を負担することが困難な人を対象に、報酬費用を助成します。	☑ 必要となる経費を負担することが困難である人
社会貢献型後見人等候補者の養成等	地域における身近な存在として活動することのできる社会貢献型後見人等候補者を養成します。	☑ 区内または隣接地域にお住まいの人
親族向け後見人講座	弁護士等の専門家を講師として講座を開催します。	☑ 成年後見制度の申立てを検討している人、または、成年後見人等として活動している人 利 無料
普及・啓発活動	成年後見制度の普及啓発のため、講演会や、ミニ講座、出張相談会等を行います。	☑ 成年後見制度の申立てを検討している人、成年後見制度に関心のある人
法人後見事業	適切な後見人等が得られない等、社協による法人後見受任が適切な場合に候補者となります。	☑ 成年後見制度の利用を検討し、後見人等候補者が得られない人
総合的な福祉サービス利用援助事業	①福祉サービスの利用援助 福祉サービスの利用に関する相談・情報提供・手続きや利用料支払いの援助など ②日常的金銭管理サービス 預貯金等の払戻し・預入、公共料金や家賃等の支払いの援助など ③書類等の預かりサービス 大切な書類などのお預かり 【お預かりできるもの】 ・預貯金通帳 ・実印・届出印 ・書類（不動産の権利証、年金証書、保険証書など）	☑ 高齢・知的障害・精神障害・身体障害などのために、福祉サービスの利用援助が必要な人（自分の意思でサポートみなとと契約できる人） 利 ①・② 基本料金： 1回1時間まで …1,500円 延長料金：30分単位で600円を加算 ③…1か月500円



相談機関一覧

<成年後見制度の相談・利用支援等について>

- ・港区社会福祉協議会成年後見推進係(成年後見利用支援センター「サポートみなと」)
電話 (6230)0283 FAX (6230)0285

<成年後見制度について>

- ・法務省民事局
電話 (3580)4111(代表) FAX (3592)7393
- ・東京家庭裁判所 後見センター
電話 (3502)5359 FAX (3591)3964

<成年後見登記制度について>

- ・東京法務局民事行政部後見登録課 電話 (5213)1360

<任意後見契約公正証書の作成について>

役場名	新橋公証役場	芝公証役場	麻布公証役場	浜松町公証役場	赤坂公証役場
電話	(3591) 4845	(3434) 7986	(3585) 0907	(3433) 1901	(3583) 3290
FAX	(3591) 5590	(3434) 7987	(3585) 0908	(3435) 0075	(3584) 4987

- **問 合 せ** といあわ
①港区社会福祉協議会 成年後見推進係(成年後見利用支援センター「サポートみなと」)
電話 (6230)0283 FAX (6230)0285
②各総合支所 区民課 保健福祉係

(5) 福祉資金の貸付

身 知 精

● せいかつふくしきん生活福祉資金

世帯の生活の安定と経済的自立を目的として、所得の少ない世帯・障害者や介護を要する高齢者のいる世帯を対象に、お住まいの地区の民生委員・児童委員とともにご相談に応じ、必要な資金の貸付を行います。

※資金の種類により貸付要件等が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

※資金貸付には、東京都社会福祉協議会による審査があります。

①福祉資金

日常生活を送る上で、または自立した生活を行うために、一時的に必要なであると見込まれる費用および緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の生活費

②教育支援資金

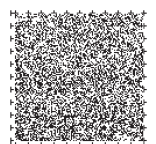
学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、大学等に修学するのに必要な費用および学校に入学する際に必要な入学金

③総合支援資金

失業者等、日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の立て直しのための継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費および一時的な資金

④不動産担保型生活資金

現に居住している自己所有の不動産(土地・建物)に、将



来にわたって住み続けることを希望する所得の少ない高齢者世帯に対し、その不動産を担保とした生活資金

● **問い合わせ**

港区社会福祉協議会 生活支援係

電話 (6 2 3 0) 0 2 8 2 FAX (6 2 3 0) 0 2 8 5

(6) おむすびサービス (住民参加型の有償在宅福祉サービス)

● **内容**

家事の手伝いや外出の付添い、話し相手等、日常生活を営む上で支援を必要とする人(利用会員)と支援できる人(協力会員)をむすび、地域で住民相互の助け合いを推進する会員制の事業です。

● **会員区分・年会費**

- ①利用会員 港区内で高齢や障害、病気・ケガ等何らかの理由により日常生活を営む上で支援を必要とする人(原則、区内在住)
年会費2,000円
- ②協力会員 サービスの提供に協力できる18歳以上の人(高校生不可)
年会費2,000円、更新時1,000円
- ③賛助会員 この事業の趣旨に賛同し、経済的に支援して下さる人または団体
年会費1 □2,000円(何□でも可)

● **主な活動内容・料金**

普段の掃除・洗濯、通院・散歩の付添い、食事準備、買物代行、話し相手等
1時間800円
トイレ・お風呂等水回りの掃除、普段出来ない掃除や片付け、衣替え 等
1時間1,200円

※協力会員の交通費等の実費は利用会員の負担になります。
※入会前の「おためし利用」についてもご相談ください。
※依頼内容等により、対応が難しい場合や応じられる協力会員が見つからない場合があります。
※以下についてはおむすびサービスではお受けできません。

- ・専門的技術のいる掃除
- ・身体介護
- ・大きな家具の移動
- ・同居の家族に関すること(高齢者・障害者のみの世帯を除く。)
- ・本人がいない留守宅でのこと等

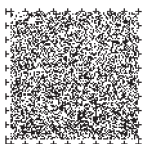
● **活動提供時間**

月～金曜(土日・祝日、年末年始を除く。) 午前9時～午後5時
※1回の活動時間は原則2時間以内です(通院の付添いについては応相談)。

● **問い合わせ**

港区社会福祉協議会 ボランティア・地域活動支援係

電話 (6 2 3 0) 0 2 8 4 FAX (6 2 3 0) 0 2 8 5



(7) 在宅重度障害者(児)への見舞品の贈呈

身知

- **内容** 区内在住の重度障害者(児)の在宅生活を支援するため、希望する人に見舞品を贈呈します。
- **対象** 港区に在住し、心身障害者福祉手当の受給者または児童育成手当(障害手当)の対象児童で、身体障害者手帳1・2級若しくは、愛の手帳1・2度の人、および脳性マヒまたは進行性筋萎縮症の人
- **贈呈方法** 希望者(対象者)に見舞品として区内共通商品券3,000円分を贈呈します。見舞品を希望する人は広報紙やウェブサイトをご確認の上、お申し込みください。
- **問合せ** 港区社会福祉協議会 経営管理係
電話 (6230)0280 FAX (6230)0285

■ 港区社会福祉協議会

【住所】〒106-0032 港区六本木5-16-45 港区麻布地区総合支所2階

